



## ★★事例 5★★

### 押し買い（訪問購入）

「不用品を買い取りたい」と訪問されて…

「近所にリサイクルショップを開店するので、いらない洋服や靴などを買い取りませんか」という電話があり、家に来てもらった。しかし、洋服や靴は買い取ってもらえず、貴金属やコインはありませんかと迫られ、断り切れずに指輪やネックレスなど数点を 1 万円で買い取られてしまった。

後でよく考えると、安く買われてしまったと思う。思い出の品でもあり返してもらいたい。





契約から3日後の相談だったので、ハガキでクーリング・オフを通知しました。買い取り代金を返金し、品物が戻されました。

この様な訪問販売の場合 7 日以内であれば、クーリングオフにより契約解除、返金が可能となる場合があります。

## ★ワンポイント★

訪問購入についても、契約書面を受け取った日を含めて8日間は、クーリング・オフができます(中古車など一部対象外の物品があります)。

しかしなかには、契約書面を渡さない・連絡先がうそであるなど、相手と交渉できない場合もあります。また、クーリング・オフできたとしても、渡した品物の特定は難しいため、違う品物を返されそうになったという事例もあります。

不用品を売る時は、できれば複数の店舗に持ち込んで、買い取り価格を比較して、納得してから売りましょう。